

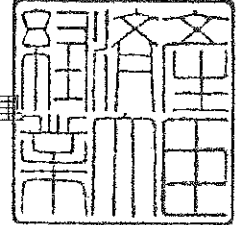
平成23・05・25資第43号

平成23年6月1日

国立大学法人弘前大学

学長 遠藤 正彦 殿

経済産業大臣 海江田 万里



通知書

電気使用制限等規則（平成23年経済産業省令第28号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する経済産業大臣が指定する地域において、一般電気事業者等が供給する電気を使用する上記の者の、下記第2の1記載の需要設備についての経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における指定契約電力が500キロワット以上となることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第2条第1項及び規則に基づき、当該需要設備について、下記第1から第3までのとおりの電気の使用制限を行うことについて、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与することとする。

弁明は、平成23年6月10日（金）までに、下記第4の4記載の宛先まで、弁明書を提出してするものとする。

上記期限までに弁明書の提出がない場合には、当該期限の翌日（平成23年6月11日（土））において、本通知書は、当該需要設備について、下記第1から第3までのとおりの電気の使用制限を行うことについての規則第2条第1項の規定に基づく指定に係る規則第10条第2項の通知としての効力を生じることとする。

## 記

第1 指定する電気使用制限の期間等

- 1 制限を行う期間 平成23年7月1日から同年9月9日まで  
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- 2 制限を行う時間 午前9時00分から午後8時00分まで

第2 電気の使用を制限する需要設備の設置場所等

- 1 設置場所 弘前市文京町1番地
- 2 需要設備番号 B02a00090

### 第3 電気使用制限の内容

- 1 第2記載の需要設備についての制限に関し、指定する電力の値  
1,990 kW
- 2 使用制限率 0.85
- 3 使用できる電力の限度 1,692 kW

(上記第3の1記載の電力の値に第3の2記載の率を乗じて得た第3の3記載の電力の値が、第1の1記載の期間等の範囲内における第2記載の需要設備についての指定契約電力が500kW以上となる期間及び時間帯の各1時間における使用電力の上限値である。)

### 第4 その他注意事項

- 1 自家発補給契約を締結しており、自家発補給契約の契約電力の値を控除すると需要設備の契約電力の値が500kWを下回る需要設備については、第1の1及び2の期間及び時間の範囲内において自家発補給契約に基づく電気を使用した期間及び時間に限り、当該通知に基づく電気の使用制限の対象となるものとする。
- 2 当該需要設備が、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設として設置される避難所の場合は、当該通知に基づく電気の使用制限を適用しない。
- 3 この制限に違反した場合には、電気事業法第119条第7号により罰則(100万円以下の罰金)が科される場合がある。
- 4 弁明書の提出先

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番地1号

- 5 この通知の内容について異議のある場合には、第1から第3までの内容に関する指定の効力が生じる日の翌日(平成23年6月12日(日))から起算して60日以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。
- 6 第2及び第3の内容は、電気事業者に対する報告徴収を行い、平成23年5月20日現在の情報に基づき作成している。当該日以降に契約電力の値の増加等を行うことによって、使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の地域、期間等(平成23年経済産業省告示第126号)の規程に基づき、第3の1の指定する電力の値が変動する場合がある。

1 当該需要設備が、第1記載の期間等の範囲内における期間等において自家発補給契約に基づく電気を使用したときは、当該契約電力の値を指定する電力の値に加えるものとする。

# 経済産業省

平成23・05・25資第43号

平成23年6月1日

国立大学法人弘前大学

学長 遠藤 正彦 殿

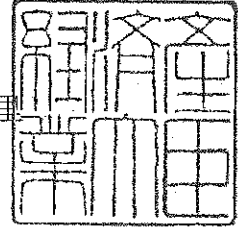
弘大施

第0602-2号

平 23.6.03

弘前大学  
総務課

経済産業大臣 海江田 万里



通知書

電気使用制限等規則（平成23年経済産業省令第28号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する経済産業大臣が指定する地域において、一般電気事業者等が供給する電気を使用する上記の者の、下記第2の1記載の需要設備についての経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における指定契約電力が500キロワット以上となることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第2条第1項及び規則に基づき、当該需要設備について、下記第1から第3までのとおりの電気の使用制限を行うことについて、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与することとする。

弁明は、平成23年6月10日（金）までに、下記第4の4記載の宛先まで、弁明書を提出してするものとする。

上記期限までに弁明書の提出がない場合には、当該期限の翌日（平成23年6月11日（土））において、本通知書は、当該需要設備について、下記第1から第3までのとおりの電気の使用制限を行うことについての規則第2条第1項の規定に基づく指定に係る規則第10条第2項の通知としての効力を生じることとする。

## 記

### 第1 指定する電気使用制限の期間等

- 1 制限を行う期間 平成23年7月1日から同年9月9日まで  
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- 2 制限を行う時間 午前9時00分から午後8時00分まで

### 第2 電気の使用を制限する需要設備の設置場所等

- 1 設置場所 弘前市本町53番地 弘前大学医学部附属病院
- 2 需要設備番号 B02a00088

### 第3 電気使用制限の内容

- 1 第2記載の需要設備についての制限に関し、指定する電力の値  
3,610 kW
- 2 使用制限率 0.85
- 3 使用できる電力の限度 3,069 kW

(上記第3の1記載の電力の値に第3の2記載の率を乗じて得た第3の3記載の電力の値が、第1の1記載の期間等の範囲内における第2記載の需要設備についての指定契約電力が500kW以上となる期間及び時間帯の各1時間における使用電力の上限値である。)

### 第4 その他注意事項

- 1 自家発補給契約を締結しており、自家発補給契約の契約電力の値を控除すると需要設備の契約電力の値が500kWを下回る需要設備については、第1の1及び2の期間及び時間の範囲内において自家発補給契約に基づく電気を使用した期間及び時間に限り、当該通知に基づく電気の使用制限の対象となるものとする。
- 2 当該需要設備が、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設として設置される避難所の場合は、当該通知に基づく電気の使用制限を適用しない。
- 3 この制限に違反した場合には、電気事業法第119条第7号により罰則(100万円以下の罰金)が科される場合がある。
- 4 弁明書の提出先  
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番地1号
- 5 この通知の内容について異議のある場合には、第1から第3までの内容に関する指定の効力が生じる日の翌日(平成23年6月12日(日))から起算して60日以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。
- 6 第2及び第3の内容は、電気事業者に対する報告徴収を行い、平成23年5月20日現在の情報に基づき作成している。当該日以降に契約電力の値の増加等を行うことによって、使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の地域、期間等(平成23年経済産業省告示第126号)の規程に基づき、第3の1の指定する電力の値が変動する場合がある。

1 当該需要設備が、第1記載の期間等の範囲内における期間等において自家発補給契約に基づく電気を使用したときは、当該契約電力の値を指定する電力の値に加えるものとする。